

議案第14号

加西市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

加西市農業共済条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年3月2日提出

加西市長 中川暢三

加西市農業共済条例の一部を改正する条例

加西市農業共済条例（昭和43年加西市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第84条第2項第1号中「この市との間に共済関係の存する者」を「地区代表農会長」に改める。

第85条に次の1項を加える。

3 前条第2項第1号により選任された委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、地区代表農会長の任期による。

第89条を次のように改める。

（組織）

第89条 損害評価会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者につき、市長が議会の同意を得て委嘱する。

(1) 地区代表農会長 9人以内

(2) 前条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者 6人以内

第90条に次の1項を加える。

3 前条第2項第1号により選任された委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、地区代表農会長の任期による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

加西市農業共済事業運営協議会および損害評価会委員の組織、任期等について、加西市農業共済条例の一部を改正しようとするもの。

【改正要旨】

地区代表農会長の交代時における委員の選任について、組織の運営の円滑化、厳格化を図るため、関係条項を改正しようとするもの。